

○高額療養費の所得区分照会に関する「必要書類」

- 患者本人が次の(ア)～(ウ)を所持している場合はそのコピー

(ア)一部負担金の割合が「3割」と表示された高齢受給者証
(イ)健康保険限度額適用認定証
(ウ)健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

- 患者が加入する健康保険の種類(A～C)に応じた次の種類

保険の種類		添付書類
A	国民健康保険(市町村)、後期高齢者医療広域連合	上記以外必要な書類はない。
B	国民健康保険組合(土建国保、建設国保など)	<p>①患者本人及び②患者と同じ健康保険加入している方全員の市町村・県民税(非課税)証明書</p> <p>※ 義務教育終了前の児童で証明書記載の扶養人数に記載されている方の証明書は省略可。ただし、一部の国民健康保険組合からは①②全員分の証明書を求められることがある。</p>
C	A、B以外の健康保険(全国健康保険協会、共済組合など)の場合	<p>〈被保険者の市町村民税が非課税の場合に提出する書類〉</p> <p>⇒被保険者の市町村民・県民税非課税証明書</p>